第四十九条及び第五十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第二十二まで及び様式第二十三から様式第四十六までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定商取引に関する法律施行規則等の一部改正）

第二十六条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十七号）

二　特定商品の販売に係る計量に関する省令（平成五年通商産業省令第三十七号）

三　製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第五十五号）

四　鋼第一次製錬・精製業に属する事業を行う者のスラグの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第五十六号）

五　パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第七十七号）

六　ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第七十八号）

七　テレビ受像機の製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第八十二号）

八　電子レンジの製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第八十三号）

九　衣類乾燥機の製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第八十四号）

十　電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第八十五号）

（揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十七条　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二条の四、第二条の六、第二条の九、第二条の十二、第二条の十四、第十条及び第十五条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十七条及び第十七条の二中「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第十七条の五第三項第二号ハ中「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改め、同号ヘ、チ及びリ並びに同項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

第二十条、第二十二条及び第二十三条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十五条及び第二十五条の二中「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第二十五条の五第三項第二号ハ中「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改め、同号ヘ、チ及びリ並びに同項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

第二十七条及び第二十八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十条中「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十二条及び第三十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十一条中「工業標準化法第十九条第一項」を「産業標準化法第三十条第一項」に、「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十二条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十六まで、様式第十八の二の二、様式第十八の三から様式第十八の五まで、様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二十三から様式第二十七まで及び様式第三十から様式第三十四までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十八条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十九条及び第三十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十八までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十九条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項の日本工業規格」を「第二十条第一項の日本産業規格」に改める。

第百二条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第四十五までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部改正）

第三十条　経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和五十五年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正）

第三十一条　深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十七条及び第二十八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（回路配置利用権等の登録に関する省令の一部改正）

第三十二条　回路配置利用権等の登録に関する省令（昭和六十年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空機工業振興法施行規則の一部改正）

第三十三条　航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。